

物価変動条項について（その1）

■ 第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

の部分は第3章(上)には削除する。

の部分は第三章(三)を削除する。

第25条は工事遂行中に賃金や資機材価格が変動した場合に契約金額を変更することを定めた条項で、第1項は以下の内容となっています。

に日本国内における賃金水準又水準の変動により請負代金額がとなつたと認めたときは、相手方に對して請負代金額の変更を請求することができる。

このように（A）は公的機関の発行する資料を予め特定し物語に持つてある。

「この条項は「ステイド条項」や「インフレ条項」と呼ばれて
いますが「物価変動条項」と呼ぶべきです。第一項の主語は
「発注者又は受注者」となっており、物価が上昇した場合の増額
だけでなく、物価が低下した場合、発注者が減額要求を行つ
ことになります。

この条項の適用条件は、契約締結後一年間が経過した後、債

が損なわれる要素を秘めていません。

に使用する石材パネル等の海外調達品は対象外となります。

第2項は「発注者又は受注者は、前項の規定による請求があるときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の10,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならぬ」としています。

セメントや鉄筋等の主要工事材料の価格変動にも対応することができます。

注者が請負代金額の変更協議を申し出ない限り条項の適用はありません。また、適用を申し出た期日以前に終了した工事部分は適用外となり、変動額の内1・5%を超えた部分を変更対象としています。つまり変動幅が2%あつても0・5%しか変更対象としないということになります。1・5%の適用対象外枠設定の経緯は次回詳しく述べますが、国際建設契約款の物価変動調整条項はこういった条件はありません。

(A) 「一に基づき発生者と受住者
準どし、(内訳書及び)
残工事代金額は、請求のあつた日を基

(B) 物価指数等に基づき発注者と受注者が協議して定める。

(高知工科大名誉教授) 東京都市大
客員教授